

神栖市公告

公共下水道の供用開始について

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、公告の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

神栖市長 石田 進



- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和4年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域（分区）
 - 1) 高浜分区
 - 2) 木崎分区
 - 3) 土合分区
- 3 供用（下水の処理）を開始する区域（地番）
関係図書のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の位置（整備済幹線）
関係図書のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の分流式、または合流式の別
分流式
- 6 縦覧場所
神栖市役所 都市整備部 下水道課